

生徒心得

本校は、民主的で平和な国家社会の形成者として、心身ともに健全な個人の人格完成を目指し、かつ知・徳・体の兼ね備わった近代的経済人の育成を図ることを教育目標としている。この目標を達成するために生徒は、平素学業や特別活動に精進し、道德心を重んじ、心身の健全なる発達を図り、校則の趣旨を理解し主体的に行動することが求められる。以下に日常の生徒心得を示す。

1 一般の心得

- (1) 校則を守り、学校内外における規律、秩序を遵守すること。
- (2) 学業に励み、高校生として相応しい態度と行動をとること。
- (3) お互いの人格を尊重し、礼節を重んじること。
- (4) 生命や人権を尊重し、自己の安全に努めること。
- (5) 職員の指導・指示に従うこと。
- (6) 生徒手帳は常に所持すること。

2 校内の心得

- (1) 始業時刻10分前までに登校すること。
- (2) 平常の下校時間は午後5時とする。生徒は下校時間を厳守するとともに家庭学習の時間の確保に努める。下校時刻（午後5時）以降残留する場合の残留時間は、午後7時までとする。
- (3) 公共物を大切にし、校舎内外の清掃美化に努めること。
- (4) 外出の必要のある場合は、外出許可を得ること。

3 校外の心得

- (1) 未成年者立入禁止の場所（風紀上思わしくない場所）に出入りしないこと。
- (2) 交通ルール・マナーを忠実に守ること。
- (3) その他、自治体の制定する条例を遵守すること。

4 服装についての心得

- (1) 常に高校生らしさを失わず、質素・清楚を旨として、華美又は不潔にならないようにすること。
- (2) 服装については別の細則に従い、本校指定の制服を着用すること。
- (3) 頭髪・履物については、別に定める。

5 欠席・欠課・遅刻及び早退についての心得

- (1) 欠席・欠課・遅刻及び早退する場合は、その月日、理由を事前に、やむを得ない場合は事後速やかに届け出ること。
- (2) 欠席が1週間を越える場合は、あらかじめ日数を限って届け出ること。病気による場合は医師の診断書を添えること。
- (3) 始業時刻以後に入室した場合は遅刻とする。遅刻した場合は、遅刻届に学年主任の認印を受け、教科担当の許可を得て着席し、時間終了後HR担任に届け出ること。
- (4) 授業開始後20分を過ぎた場合は欠課とする。
- (5) 欠課、早退をしようとするときは学級担任に申し出て許可を受け、下記の届け出を行うこと。
 - ①保健室関係については、保健室来室カード、早退許可書の提出
 - ②生徒手帳の諸届欄への記入及び押印

6 受験の心得

- (1) 試験を受ける際は、不正行為をしないこと。

7 携帯電話の心得

- (1)校内への持ち込みは許可するが、原則として始業から放課時刻までは電源を切り、その使用は認めない。（始業時刻になったら電源を切り、自分の責任において管理するか、担任に預ける。）
- (2)使用が認められている時間帯であっても、トイレ内、更衣室内などでの使用については禁止する。
- (3)試験時において、携帯電話・スマートウォッチ等通信機能のついているものを所持していた場合には、不正行為（カンニング）と見なすことがある。なお、その指導については、協議の上決定する。不正行為と見なされた者については、教務規程および生徒指導規程により指導する。

8 政治活動及び選挙運動についての心得

- (1) 生徒が行う政治活動及び選挙運動は、個人の自主的な判断に基づくものとする。
- (2) 生徒が行う政治活動及び選挙運動は、公職選挙法等の法令を遵守し、保護者の了解の下で行うものとする。
- (3) 学校の管理下における生徒の政治活動及び選挙運動は認めない。
- (4) 生徒は、報酬を得て政治活動及び選挙運動へ参加してはならない。
上記項目に反する行為があった場合は指導の対象となる。

9 その他

- (1) 本校には次のような規程がある。
生徒心得、服装・頭髪規程、交通規程、懲戒規定、指導規程、冷暖房機使用規程、アルバイト規程、携帯電話規程、生徒の政治活動及び選挙運動に関する規程

服装・頭髪に関する規程

服装・頭髪に関する決まりを守り、本校生徒としての品位を損なわないように常に留意しなければならない。

第1章 服装について

1 冬服

[男子]

- (1) 本校指定のブレザー・スラックス・長袖Yシャツ・ネクタイを着用する。

[女子]

- (1) 本校指定のブレザー・スカートまたはスラックス・長袖ブラウス・ネクタイ・ニットベストを着用する。リボンの着用は認めるが、入学式、卒業式、特に指定した日についてはネクタイを着用する。

[男女]

- (1) 本校指定のセーターを着用してもよい。（式典においても着用可）

2 夏服

[男子]

- (1) 本校指定の半袖Yシャツ・スラックスを着用する。

[女子]

- (1) 本校指定の半袖ブラウス・スカートまたはスラックス・ニットベストを着用する。

[男女]

- (1) 男女とも、学校指定のポロシャツを着用してもよい。ただし、入学式、卒業式、特に指定した日についてはポロシャツ不可とする。

3 その他

- (1) 気温、体調に合わせて自分の判断で冬服または夏服を着用する。ただし、入学式、卒業式、特に指定した日についてはその際に指示された服装を着用することとする。
- (2) ブレザーを着用する場合、男子は長袖Yシャツにネクタイ、女子は長袖ブラウスにネクタイ、またはリボンを着用する。
- (3) 制服の加工は厳に慎むこと。
- (4) 女子のスカート丈は、膝の中心から膝頭までとする。(着こなしガイドを参照)
- (5) 制服は正しく着用し、だらしない着用はしないこと。
- (6) 成長や制服破損、その他の理由で制服を修理する場合は学校規定の仕様に基づいておこなう。(学校発行の許可書を持参させる)

第2章 頭髪について

- 1 高校生らしく整え、清潔な印象のものとし、パーマ・カール・染色・脱色・エクステなどの加工をせずに自然の髪型とする。
- 2 男子の後髪は、制服・ワイシャツ等の襟の上端までとし、もみあげは耳の付根まで、横髪は耳にかからない程度にすること。また、男女とも常に髪が目にかからないように長さを調整し、女子についてはヘアゴム・ヘアピンを使用してもよい。
- 3 髪をまとめる時は、飾りのない黒のヘアピンか黒・紺・茶のヘアゴムを使用すること。また、後頭部辺り以外でまとめることは認めない。なお、編み込みは禁止とする。
- 4 くせ毛等の場合は、入学時に担任を通して生徒指導部に申し出ること。

第3章 履物について

- 1 通学用の履物は、革靴または運動靴とする。ただし雨天時等は長靴など状況に応じた履物を着用してもよい。

第4章 防寒着について

- 1 本校指定のブレザーを着用した上で防寒着を着用すること。

第5章 靴下等について

1 ソックス

[スラックス着用時]

白、黒、紺色の無地を原則とし、常時着用する。無地を原則とするが、ただし、ワンポイントのものは使用してもよい。

[スカート着用時]

黒、紺色の無地を原則とし、くるぶしが全く見えない長さのものを常時着用する。ただし、ワンポイントのものは使用してもよい。

- 2 ルーズソックスは禁止する。
- 3 防寒対策として黒の無地のタイツの着用と黒の無地のソックス(ワンポイント可)の併用を認める。

第6章 その他

- 1 制服以外の服装で学校生活を送るときは、担任を通じて生徒指導部に異装届を提出すること。
- 2 次のことを禁止する。
 - (1) アイプチ、まつ毛、眉毛の加工、口紅(色付きリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧(色付き日焼け止めを含む)
 - (2) マニキュア等の爪への装飾
 - (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト、タトゥ等

交通に関する規程

この規程は自転車・原動機付自転車・普通自動車等の交通に関し、本校の生徒が遵守しなければならない事項を定めたものである。

第1章 原動機付自転車及び自転車通学に関する規程

1 原動機付自転車（バイク）関係

(1) バイク通学有資格者は、原則として学校から6キロメートル以遠より通学する者に限る。

(2) バイク通学希望者は、以下の手続きをする。

①バイク通学許可願書に所定の事項を記入して、学級担任、学年主任、生徒指導主事の認印を受けて生徒指導部に提出する。

②保護者、生徒、学校側で話し合い、バイク通学の必要を認めた者に限り許可書を発行する。

③バイク通学を希望しようとする者は、必ず原付免許取得説明会に保護者同伴で出席し、校長の許可を得る。

④バイク通学を許可された者は、ヘルメットに学校のステッカー（甲商ステッカー）とバイクの所定の位置に登録ステッカー（許可番号札）を貼る。

⑤その他特別の場合はその都度協議する。

(3) 注意事項

①車種は原動機付自転車のスクータータイプに限る。

②任意保険に加入すること。

③防犯登録を行うこと。

④バイクの形状は、新車販売時の状態を基準とする。

⑤ヘルメットは白いフルフェイスに限る。

⑥バイクは学校で決められた所定の場所に置くこと。

⑦登録ステッカー（許可番号札）の付いていないバイクで通学することはできない。

⑧常に安全運転を心掛け、道路交通法等の法令で決められた交通方法及び本校の交通に関する規程を遵守すること。

⑨交通違反、交通事故を起こした者は、一定の期間通学許可を取り消すこともある。

⑩交通違反、交通事故を起こした者は、速やかに学校に申し出ること。

⑪登録ステッカーが破損した時、又はバイクを変える時は、その旨を生徒指導部に申し出て、新しいステッカーを購入すること。

2 自転車関係

(1) 自転車通学希望者は、担任に申し出て雨合羽を提示の上、生徒指導部より、登録ステッカーを購入し、自転車後部の所定の位置に貼ること。

(2) 自転車は、自分の指定された所定の場所に正しく置くこと。

(3) 登録ステッカーが破損した時、又は自転車を変える時は、その旨を生徒指導部に申し出て新しいステッカーを購入すること。

(4) 自転車乗車時は、必ず自転車用ヘルメットを着用すること。

第2章 免許取得に関する規程

- 1 普通自動車免許、普通二輪免許等の取得は、以下の状況を除き原則として認めない。
- 2 原動機付自転車（125cc以下かつ最高出力4.0kw以下の二輪車）の運転免許取得について
 - （1）原則として、直線距離6キロメートル以遠の者に対して夏季休業開始前までに免許取得説明会を行い、以後随時免許取得申請を行うことができる。ただし、受験は学校が休業日と定めた日に限る。
 - （2）特殊事情の者の運転免許取得許可は、保護者、生徒、当該学年で話し合い生徒指導部が事情を考慮の上職員会議で決定する。
[注] 特殊事情とは
 - ・交通が不便で自転車通学が困難な地域から通学している者。
 - ・治安上、危険な地域から通学している者。
 - ・家庭の事情等で免許の取得の必要性が具体的に述べられる者。
 - ・部活動等で帰宅が遅くなり治安上、危険な地域から通学している者。
 - （3）上記のこと以外については別途協議する。
- 3 普通自動車等の運転免許取得について
 - （1）就職内定者に限り、第3学年の2学期（11月中旬をめぐり）以後、自動車教習所等における教習を許可する。
 - （2）進学者は、原則として第3学年の第4回定期試験終了後、自動車教習所等における教習を許可する。
 - （3）普通自動車等の免許を取得しようとする者は、普通自動車免許取得許可願に所定の事項を記入して、学級担任、学年主任、生徒指導主事の認印を受けて生徒指導部に提出する。
 - （4）普通自動車等の免許を取得しようとする者は、必ず普通自動車免許取得説明会に保護者同伴で出席し、校長の許可を得る。
 - （5）学校の試験1週間前から終了までは、教習をしてはいけない。
 - （6）免許を取得しても、普通自動車等の運転は卒業式当日まで禁止とする。
 - （7）特殊事情の者の自動車教習所等での教習許可及び普通自動車の使用については、職員会議において事情を考慮のうえ決定する。

生徒懲戒に関する規程

学校教育法施行規則第26条及び甲府市立甲府商業高等学校則第25条により、校長が行う「懲戒処分」及び校長、教員が行う「事実行為としての懲戒」を規定し、本校において懲戒が適切に行われることを目的とする。

第1章 生徒の懲戒について

- 1 校長及び教員は、生徒の本分に反する問題行動があったと認められたときは、生徒の反省を促し、問題行動の再発を防止するために、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
- 2 生徒の本分に反する問題行動は、法令に反する行為、社会規範に反する行為、校則に反する行為とする。

第2章 懲戒処分の種類

懲戒処分は、退学、停学及び訓告、とし、校長が書面を交付してこれを行う。

第3章 退学

校長は、次の各項に該当する者に対しては退学を命じることができる。

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
- 3 正当の理由がなくて出席常でない者。
- 4 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。

第4章 停学

校長は、生徒に対して「事実行為としての懲戒」や「訓告」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は本校生徒としての本分に著しく反した行を行ったと判断した場合は、停学とすることができる。

第5章 訓告

校長は、生徒が「事実行為としての懲戒」を行ってもなお改善がみられないと判断した場合、又は教育上必要があると判断した場合は訓告を行うことができる。

第6章 事実行為としての懲戒

- 1 「事実行為としての懲戒」は、生徒の抱える問題を解決に向かわせるとともに、その後の高校生活が健全に営まれることを目的として行われる特別な指導を指す。
- 2 特別な指導の内容は、謹慎、校長訓戒、注意とする。
- 3 謹慎および校長訓戒は、保護者等にも来校を求め、生徒と同席の上で実施する。
- 4 注意は、状況に応じて保護者等にも来校を求め、生徒と同席の上で実施する場合がある。

第7章 謹慎

- 1 謹慎は、原則として家庭謹慎とし、状況によっては登校謹慎とする。
- 2 謹慎期間中は、生活日誌(反省録)を記入し、担任、学年主任を経て生徒指導主事に提出する。

第8章 校長訓戒

校長訓戒は校長が当該行について注意を与えるものとする。

第9章 注意

叱責及び説諭は、校長及び教員が当該行について注意を与えるものとする。

第10章 その他

特別な指導の決定等、詳細は別途細則に定める。

生徒指導に関する規程細則（抜粋）

第1章 目的

生徒指導の問題行動に係る指導規程は、生徒が問題行動等を反省するとともに、今後の学校生活を見直す機会とするためのものとする。なお生徒指導にあたって学校は保護者と連携し、協力して指導にあたるものとする。

第2章 特別な指導に該当する内容

下記事項に対して、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。

- 1 法令・法規に違反する行為
 - (1) 飲酒・喫煙
 - (2) 薬物等乱用
 - (3) 暴力・威圧・強要行為

- (4) 刃物等所持
- (5) 窃盗・万引き・占有物離脱横領
- (6) 建造物・器物損害
- (7) 学校の体面をけがす行為、誹謗中傷、あるいは社会風紀を乱す不純異性交遊等の行為
- (8) いじめ
- (9) 交通違反
- (10) その他法令・法規に違反する行為

2 本校の規則等に違反する行為

- (1) 飲酒及びそれに類する行為、喫煙及びそれに類する行為、喫煙同席・喫煙準備行為（煙草、ライター等の所持）
- (2) 試験における不正行為
- (3) 家出、深夜徘徊
- (4) 無断免許取得
- (5) 無許可アルバイト
- (6) 暴走行為及び暴走族等への加入
- (7) 敷地内における携帯電話、スマートフォン等の違反使用
- (8) 無断外出・無断早退
- (9) 指導に従わない等の指導無視
- (10) 教師に対する暴力、暴言等
- (11) 制服・頭髪違反（審議を要するもの）
- (12) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

冷暖房機の使用に関する規程

この規程は、甲府市教育委員会が策定した「甲府市立学校冷暖房機運用ガイドライン」を基に冷暖房機（以下「エアコン」という）を使用することに関して、遵守しなければならない事項について定めたものである。

第1章 エアコン使用に関する規程

- 1 エアコンの使用期間は、夏季6月上旬から9月下旬、冬季11月上旬から3月下旬までとする。
- 2 ホームルーム（以下教室）でのエアコンの使用時間は、夏季8時55分から3時30分、冬季8時00分から11時までとする。ただし、天候等の状況により延長、短縮することもある。
- 3 使用基準について、夏季は温度29℃または湿度70%を上回った場合、冬季は温度11℃を下回った場合とする。
- 4 すべての学校施設におけるエアコンの取り扱いは、各部屋の責任者又はその部屋を使用する教員があたることを原則とする。
- 5 放課後、HRT及び各責任者、残留当番は、使用箇所の点検を行い、OFFを確認すること。
- 6 カーテンを併用し、不必要な冷暖房は極力慎むように心掛けること。
- 7 規程の違反や、当番及び責任者が義務を果たせなかった場合や不正があった場合は、その使用を禁止する。

アルバイト許可規程

第1章 アルバイトについて

- 1 アルバイトは、原則として禁止する。
- 2 以下の条件を満たした場合、これを認める。

第2章 長期休業中のアルバイトについて

- 1 アルバイトを実施したい者の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 生徒は、アルバイト許可願書を保護者捺印の上、担任に提出する。
 - (2) 担任は、保護者と連絡を取り、アルバイト先（場所・時間・期間・時間）等について確認し、生徒指導部に報告する。
 - (3) 生徒指導部は、その内容について検討する。
 - (4) 提出された許可願書は、職員会議を経て、校長がこれを許可する。
 - (5) 生徒指導部より「アルバイト許可証」を交付する。
- 2 アルバイト実施許可の期間は、次の通りとする。
 - (1) 夏季休業中・・・・・・・・・・20日以内
 - (2) 冬期休業中・・・・・・・・・・10日以内
- 3 アルバイトが認められない者
 - (1) 学業成績不振・性行不良の者。
 - (2) 風俗営業・その他危険の恐れがある業種に従事する者。
 - (3) 宿泊を要して従事しようとする者。
 - (4) 授業時間、学校行事、クラブ活動に支障のある者。
 - (5) 申請に不正、不備のある者。
- 4 アルバイト実施に伴う注意
 - (1) 生徒手帳、アルバイト許可書は常に携帯する。
 - (2) 勤務時間は、21:00までとする。
 - (3) 無許可でアルバイトをした者、及びアルバイトに関連して好ましくない行為をした者は、直ちにアルバイト中止のうえ学校内の規定に従い指導する。
 - (4) アルバイト終了後は、速やかに報告書を提出する。

第3章 特別アルバイトについて（夏冬の長期休業日以外のアルバイト）

- 1 アルバイトを実施したい者の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ①就学支援金を全額受けている。
 - ②諸会費減免を受けている。上記①・②の条件を全て満たしている家庭から、経済的な理由で特別アルバイトの申請があった時のみ審議の対象とする。

〔手続きの流れ及び確認事項〕

- (1) 生徒・保護者は、担任へ特別アルバイト許可の申し出をする。
- (2) 学年主任、担任は、保護者よりアルバイトの必要性について直接事情を聴取するとともに、就学支援金を全額受けていること、諸会費減免を受けていることを確認し、学年の了承を得る。

- (3) 学年主任・担任は、生徒指導主事に事情を説明し、許可願書を生徒指導部へ提出する。
- (4) 許可願書により生徒指導部で協議し、職員会議を経て学校長がこれを許可する。
- (5) 生徒指導部より「特別アルバイト許可証」を交付する。
- (6) アルバイト実施に伴う注意、禁止事項は休業日アルバイト基準を準用する。
- (7) 勤務時間は、21:00までとする。
- (8) 定期試験一週間前から、定期試験中はアルバイト禁止とする。
- (9) アルバイト期間の最終日は、年度末(3月31日)とし、継続者は許可継続願書を提出する。
ただし、就学支援金全額受給および諸会費減免の決定までの期間は仮継続期間とし、就学支援金の全額受給、諸会費減免の正式決定後、正規に特別アルバイト継続を認める。
なお、就学支援金の全額受給、諸会費減免が認められない時は許可取り消しとなる。
- (10) 止める場合は、取り消し願書を生徒指導部へ届け出る。

第4章 その他

- 1 家庭環境の急激な変化により、生徒の学校生活が継続困難な事態になった場合、または特別な事情がある場合に限り、その都度生徒指導委員部で協議検討し、職員会議を経て、校長がこれを許可する。
- 2 3年生については、第4回定期試験終了日から3月1日までの期間を長期休業日とみなし、第2章の手続きを経ることで、登校日に影響しない範囲でアルバイトをすることができる。

携帯電話所持・使用規定

第1章 携帯電話の使用について

- 1 学校への携帯電話の持ち込みは許可するが、始業から放課時刻までは電源を切って自分の責任において管理するか、担任に預ける。
- 2 緊急を要して担任などが許可した場合はその場での使用を認める。

第2章 携帯電話持ち込みに伴う生徒への指導

- 1 平常授業時
禁止されている時間帯に校内で携帯電話の使用を確認した場合はただちに預かる。
- 2 試験時（定期テスト・実力テスト・模試・検定等）
 - ①試験中に不正行為と見なされるような行為を事前に防止することを指導の基本とする。
(紛らわしい行為をさせない)
 - ②SHR時に、携帯電話・スマートウォッチ等通信機能のついているもの（以下、携帯電話等）の電源を切るように指導する。
 - ③試験中の携帯電話等の使用は不正行為となることを生徒に告げる。
 - ④監督教師は試験実施前に再度、電源を切って身に付けていないことを確認し指導する。
- 3 上記の指導にもかかわらず、試験時において携帯電話等を使用（手中に保持も同様）していた場合は、不正行為とみなす。なおその指導については教務規程および生徒指導規程に沿うものとする。
- 4 上記の指導にもかかわらず、試験中に着信音が鳴った場合
 - ①生徒指導室に移動させ受験はさせる。
 - ②当日の試験終了後、当該生徒から事情を聞き、必要のある場合には保護者を召喚し、状況を説明し注意を行う。
- 5 使用規定を守らない生徒については、携帯電話等を預かり、担任の厳重注意の上、その日の放課後に生徒に返却する。

生徒の政治活動及び選挙運動に関する規程

この規程は、選挙権が18歳から付与されることに伴い、本校生徒が政治活動及び選挙運動を行うことについて定める。

第1章 政治活動及び選挙運動について

- 1 政治活動及び選挙運動は、公職選挙法等の法令を遵守し、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むための活動とする。
- 2 政治活動及び選挙運動は、あくまで個人の自主的な判断に基づいて行うものとし、決して他の生徒に強要してはならない。

第2章 政治活動及び選挙運動を行う際に留意すべき点について

- 1 政治活動及び選挙運動は、公職選挙法等の法令を遵守する。
- 2 政治活動及び選挙運動は、当該生徒及び他の生徒の健全な学校生活に支障を及ぼす恐れのないものに限る。ただし報酬が支払われるものは認めない。
- 3 学校の構内において政治活動及び選挙運動を行うことは、放課後や休日を含めて一切認めない。また学校の構外であっても、学校行事や部活動など学校の管理下にある場合も同様とする。
- 4 この規程に則り適正な政治活動及び選挙運動を行う場合は、保護者の了解の下に行う。

第3章 違反者に対する指導について

第1章及び第2章の規程に違反した生徒に対する指導は、本校の生徒の指導に関する規程による。